

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会 議 案

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算

令和 5 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 832,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,019,087 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 12,644,793	千円 832,800	千円 13,477,593
	2 国庫補助金	2,329,862	832,800	3,162,662
歳 入 合 計		59,186,287	832,800	60,019,087

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 25,446,494	千円 832,800	千円 26,279,294
	1 社会福祉費	12,836,208	832,800	13,669,008
歳 出 合 計		59,186,287	832,800	60,019,087

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会

議案第 2 号

小樽市監査委員の選任について

下記の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

佐 々 木 秩

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会

議案第 3 号

小樽市固定資産評価員の選任について

下記の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

柴 田 健 治

専決処分報告

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 18 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,186,287千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 12,479,793	千円 165,000	千円 12,644,793
	2 国庫補助金	2,164,862	165,000	2,329,862
歳 入 合 計		59,021,287	165,000	59,186,287

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 25,281,494	千円 165,000	千円 25,446,494
	2 児童福祉費	5,410,046	165,000	5,575,046
歳 出 合 計		59,021,287	165,000	59,186,287

専決処分報告

小樽市税条例の一部を改正する条例（令和 5 年小樽市条例第 17 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第16条の2の10第1項中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改め、同条第2項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の3第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第

２５項第２号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第２２項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第２３項中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第２７項を削る。

附則第１６条の４第９項各号列記以外の部分及び第５号中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改める。

附則第３３条の２を削り、附則第３３条の２の２を附則第３３条の２とし、附則第３３条の２の３を附則第３３条の２の２とし、附則第３３条の２の４を附則第３３条の２の３とする。

附則第３３条の５第３項を削る。

附則第３４条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「のガソリン軽自動

車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において単に「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第35条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の小樽市税条例（以下「新条例」

という。)の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において単に「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において単に「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において単に「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の小樽市税条例附則第33条の2及び第33条の5第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第34条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。